

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 学校運営協議会（第四十七条の五関係）

一 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができることとする。 （第一項関係）

二 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命するものとする。 （第二項関係）

三 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならないこととする。 （第三項関係）

四 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（五に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができることとする。 （第四項関係）

- 五 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができることとする。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村委員会を経由するものとする。 (第五項関係)
- 六 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、五により述べられた意見を尊重するものとする。 (第六項関係)
- 七 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならないこととする。 (第七項関係)
- 八 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定めるものとする。 (第八項関係)
- 九 市町村委員会は、その所管に属する学校(その職員のうち県費負担教職員である者を含むものに限る。)について一の指定を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。

いこととする。 (第九項関係)

第二 その他所要の改正を行うこと。

第三 附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。